

生徒心得

中学生の学びとは、多くの仲間とともに学び、ともに鍛え、成長していくことである。伝統ある桜川市立岩瀬西中学校の生徒である誇りと自覚をもち、明るく秩序ある学校生活を送るための生徒心得である。

1 礼儀について

(1) 「西中しぐさ」を実践する。

西中しぐさ「さしすせそ」

さ 先にあいさつ「オアシスはここさ」

し 親切心 互いを思う 「ゆずり合い」

す すみずみまでしっかりとしゃべらず しずかに 自問清掃

せ 積極的に「わたしがやります」

そ そろえます! スタンド かかと みんなの心

○「オアシスはここさ」

オ おはよう ア ありがとう シ しつれいします ス すみません

こ こんにちは こ こちらこそ さ さようなら

(2) 先生や目上の人に会ったときは、進んであいさつをする。

(3) 来客にはあいさつ・会釈をし、物事を尋ねられた際には、はっきりと答えよう。

(4) 職員室などの出入りは、以下のように行動する。

① ノックをして、名前を名乗る。

「失礼します。○年○組の●●です。」

② 入り口で用件を明らかにする。

例 A 「△△先生に用があって来ました。」

B 「△△先生に頼まれて、□□を取りに来ました。(□□を届けに来ました。)」

C 「△△先生、いらっしゃいますか。」

③ 退室の仕方

止まって振り返り …… 「失礼しました。」

☆ しっかりと聞こえる声で言う。☆ 敬語を使って話す。

☆ バッグ等を背負ったまま(持ったまま)入室しない。



2 服装について

☆ 詰襟の学生服着用について

1 西中のマークが入った学生服(黒の詰襟)を着用し、特殊な型の上着、ズボンを使用しない。

2 ベルト(黒色)を必ず着用する。(布製のものは禁止。)

3 ベルトのバックルは、学校生活にふさわしいものを使用する。

4 制服の下には、Yシャツを着用する。(寒い時は、※その他の6による。)

5 夏服の上着は、Yシャツとする。(半そでのものでYシャツ型ならよい。)

☆ ベスト、スカート、ジャンパースカートの制服着用について

1 制服を着用する。スカートはひざ頭が隠れるものとする。

2 ネクタイを必ず用いる。

3 制服の下は、Yシャツとする。(寒い時は、※その他の6による。)

4 冬期は、タイツ・スパッツ(黒無地)を着用してもよい。その際、黒色の靴下も可とする。

☆ その他

1 登校したら、制服の胸ポケット上部に、名札を必ず身に付ける。

(冬期間中、上着を脱いだ際のYシャツも同様。)

2 夏服への衣替えは、6月1日とする。冬服への衣替えは、10月1日とする。

(移行期間は前後1ヶ月とする)

3 Yシャツは白無地とする。(ボタンダウンは禁止。)

4 靴下は白色・黒色・紺色・灰色とし、ワンポイント模様まではよい。

(くるぶしが見えるソックスやハイソックスは不可)冬期のタイツ着用時は黒色も可。

5 靴は、白色か黒色を基調とした靴とする。靴ひもも、同様とする。(スニーカーは禁止。)

6 セーター・ベストを着用する時は、白、紺、灰、黒色のものとする。ただし、ワンポイント模様まではよい。制服のすそや袖からセーター・ベストが見えないように着用する。

7 アクセサリー等は身に付けない。

8 Yシャツの下に着る下着は、派手でないものを用いる。

9 手袋・マフラーは、派手でないものを使用する。

10 通学用カバンは西中指定のものを使用する。(サブバッグは、黒、紺色等派手でないもの)

11 ウィンドブレーカーは、原則、登下校時のみの着用とし、部活動で使用のものとする。

(フード付きのパーカーやベンチコートは禁止)

12 上記以外で不明な点は、教師の指示に従う。

3 髪型について

- 1 中学生らしさを失わない髪型であること。
- 2 清潔な感じを与える髪型であること
- 3 学習・運動・作業の妨げにならない髪型であること。
- 4 手入れが簡単な髪型であること。

☆ 髪型の約束

- 1 前髪は、目に入らないようにする。前髪両脇部分を長くしない。
- 2 髪は、えりにかからないようにする。
- 3 まゆ毛は、剃ったり抜いたりしない。また、理髪店等で意図的に細くなるよう依頼しない。
- 4 ムース・ヘアスプレー等の整髪料を使わない。
- 5 脱色・染色・パーマをしない。
- 6 ツーブロックの髪型は禁止。また、後ろだけ長くしたり、頭頂部分を立てたりしない。
- 7 使用するヘアピンは、飾りがなく紺色または黒色とする。(髪留めクリップは使わない。)
- 8 襟にかかる長い髪は、耳の後ろ(耳の穴の高さより下)で編み下げかゴムひもで結ぶ。ゴムひもの色は、黒・紺・茶とする。

4 通学用自転車について

- (1) 使用してよい自転車(安全性の高いもの)

☆ 安全基準を満たしている自転車を使用し、常に点検整備を受ける。

[通学用自転車の安全基準]

- ・ハンドルは通常ハンドルまたはフラットハンドルのもの。
- ・タイヤカバーがついているもの。
- ・チェーンカバーがあるもの。
- ・ブレーキは、確実に止まれる状態のもの。
- ・ベル・ライト・鍵・反射板が装着されているもの。
- ・両足スタンドのもの。
- ・前かご・荷台がついているもの。
- ・ギアつきは内装のもの。
- ・防犯登録がされているもの。

- (2) 使用してはいけない自転車(安全性の問題から禁止)

- ・ドロップハンドル車
- ・マウンテンバイク
- ・折りたたみ式自転車
- ・その他改造した自転車(ハンドルの角度を変える、荷台を跳ね上げる、おやみに着色を施す、不必要な装飾をする)

5 自転車通学の規則

- (1) 常に交通規則を守り、安全運転に努める。
- (2) 通学路を申告し、申告した道路を利用して通学する。
- (3) 通学用自転車には、後輪どろよけにナンバープレートを貼る。
- (4) 違反の内容は次のとおりである。

道路交通法違反

- ① 並進や蛇行などをして、他の歩行者・自転車・車の進路妨害をした場合
- ② 道路の右側を通行した場合
- ③ 2人乗りをした場合
- ④ 徐行・一時停止をしなかった場合
- ⑤ 信号を無視した場合
- ⑥ 歩道橋等があるにもかかわらず、横断歩道のない道路を横断した場合
- ⑦ 夜間にライトをつけないで乗った場合
- ⑧ 雨天時に傘をさして乗った場合
- ⑨ 携帯電話などを使用しながら乗った場合

岩瀬西中交通安全マナー違反

- ① ヘルメットを着用していなかったり、あごひもをしっかりとしていなかったりした場合
- ② 反射たすきをかけていなかった場合
- ③ 学校規定以外の自転車を使用した場合
- ④ 整備不良車を使用した場合
- ⑤ 通学用バッグを荷台にゴムひもで固定しなかった場合
- ⑥ 校内に乗り入れた場合
- ⑦ 飲食しながら運転した場合
- ⑧ 靴のかかとをつぶして乗った場合
- ⑨ 駐輪場に正しく並べるときをしなかった場合

